

公開見積合わせ公告

国立大学法人名古屋工業大学において、次のとおり公開見積合わせを行います。
受注を希望する事業者は提出期限までに見積書を提出してください。

1. 調達事項

(1) 件名

名古屋工業大学（御器所）21号館202室系統空調機改修工事

※工事内容は別紙「図面」のとおり。

図面の交付にあたっては、s-kikaku@adm.nitech.ac.jp まで別途メールで申し出ること。

(2) 工事場所

団地名称：国立大学法人名古屋工業大学御器所団地

所在地：名古屋市昭和区御器所町字木市29番

(3) 工期

2025年12月26日（金）

2. 見積参加資格に関する事項

- (1) 国立大学法人名古屋工業大学契約事務取扱規則第4条及び第5条第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 文部科学省における工事に係る一般競争（指名競争）参加資格において、管工事の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 文部科学省又は国立大学法人名古屋工業大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書の提出場所及び問合せ先

提出場所 国立大学法人名古屋工業大学施設企画課

問合せ先 052-735-5053（直通）

s-kikaku@adm.nitech.ac.jp

(2) 見積書の提出期限及び提出方法

提出期限 2025年10月10日（金）12時まで

提出方法 3.(1)の問合せ先のメールアドレス宛にPDFデータで提出すること。

※見積書の提出時には、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」に誓約すること。なお、見積書を提出時に誓約したものと見なすため、当該別紙の提出は不要

※虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。

2025年10月2日

国立大学法人名古屋工業大学
施設企画課長 堀籠 利宏

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、見積書の提出をもって誓約いたします。

記

- 1 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

工事請負契約書(案)

工 事 名 名古屋工業大学（御器所）21号館202室系統空調機改修工事

請 負 代 金 額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也)

発注者 国立大学法人名古屋工業大学 契約担当役 宮川 勉 と、受注者〔商号名〕〔役職名〕〔代表者名〕との間において、上記の工事(以下「工事」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成するものとする。

第2条 工事は、名古屋市昭和区御器所町 名古屋工業大学御器所団地構内において施工するものとする。

第3条 着工時期は、**契約締結日の翌日**とする。

第4条 完成期限は、**2025年12月26日**とする。

第5条 契約保証金は免除する。

第6条 請負代金(前払金を含む。)は、受注者からの適法な請求書に基づき**2回以内**で支払うものとする。

第7条 請負代金のうち、**10分の4以内**の額を前払金として前払いするものとする。この支払は、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日から**14日以内**に支払うものとする。

第8条 請負代金のうち、前払金を除く請負代金の支払いは、請求書を受領した月の翌月末までに支払うものとする。

第9条 請負代金(前払金を含む。)の請求書は、国立大学法人名古屋工業大学施設企画課に送付するものとする。

第10条 完成通知書は、国立大学法人名古屋工業大学施設企画課に送付するものとする。

第11条 発注者は、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる

とき。

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第一号から第五号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

七 受注者が、第一号から第五号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第六号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第12条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人名古屋工業大学工事請負契約基準によるものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

2025 年 月 日

発注者

名古屋市昭和区御器所町字木市 29 番

国立大学法人名古屋工業大学

契約担当役 宮川 勉

受注者

[住所]

[商号名]

[役職名・代表者名]